

平成30年12月25日

# 農業委員会だより

●発行：八峰町農業委員会事務局 八峰町峰浜目名瀬字目長田 118 番地 TEL:0185-76-4611

## 所有名義人の変わっていない土地、ありませんか??

### 相続登記説明会

### 「相続登記は今のうちに」

### 1月22日(火) 役場にて開催!!

農地の賃貸借契約をするとき、亡くなった人の名義の場合、その相続権のある者の過半(2分の1を超える分)の同意を必要とします。遠方の居住者からも同意を得る必要があり、農業委員会事務局ではそうした権利者を把握するため多くの時間と労力を費やしています。そうした中には相続人が多い場合、同意を得ることができず、契約できない農地もあります。

相続権が発生してから年数が経過し、そして祖父、曾祖父と名義人が古いほどに相続の権利者が増え、登記を依頼した場合、経費がかかり増しになります。

将来、自分の子供に負担をかけないように、「相続人が少なく、登記が簡単にできそうな人は、今のうちに」取り組んでいただけたら幸いです。

#### 相続登記説明会 「相続登記は今のうちに」

【日 時】平成31年1月22日(火) 午後2時～

【場 所】八峰町役場 2階大会議室

【講 師】秋田地方法務局能代支局職員 田山 文子 氏

【参加申込】

電話(76-4611)で農業委員会事務局へ、(参加者氏名、電話番号、お住まいの地区名)をお届けください。定員は30名、申込順で締めきります。

裏面には非農地判断通知が届いた方へのお知らせを掲載しています。

## 非農地判断通知が届いた方へ

この「通知」だけ持参しても法務局では、地目変更の登記ができません。「登記申請書」の作成が必要です。

また、法務局では、申請地までの「①案内図」と航空写真入りの「②地番図」の添付をお願いしています。②地番図は農業委員会から法務局への提供図面ですので、登記申請の前に農業委員会事務局へ寄り、図面の交付を受けてください。

\*土地家屋調査士などに登記申請を委任せず、自分で登記申請を行う場合は、必ず登記相談を予約してください。

秋田地方法務局からお願い

秋田地方法務局では、登記相談（登記申請書の書き方や必要な添付書類に関するもの）を希望されるお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制により実施しておりますので、事前に電話等で予約願います。

【登記相談予約の申込先】

秋田地方法務局能代支局 0185-54-4111

これからの時期、登記申請しても、法務局で雪のため現地確認ができないことも考えられますので、登記申請はできるだけ春になってから行う方が適当と思われま

す。（この案内は必ず登記しなければならない、という事ではありません）



**全国農業  
新聞**

金曜日発行 月額700円  
年額8,400円(税込)

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

お問い合わせ先  
**八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀬字目長田118番地  
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！！